

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成31年2月13日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成31年2月13日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

行政経営改革課 高山課長、元田主査補

3 件名

白井市公共施設の最適配置等検討方針(案)について

4 報告結果

- ☐ 案のとおり決定する。
- ☒ 一部修正の上、決定する。
- ☐ 継続して検討する。
- ☐ 案を否決する。
- ☐ 報告を了承する。

5 報告内容

- ・新たな公共施設は原則建設しないとのことだが、将来的にどのようなニーズが生じるか不透明であることから、新たな行政ニーズに基づく公共施設の建設については例外とすべきである。
- ・方針(案) P. 2 「2 最適配置等検討方針」(1)のタイトルだけでは、「原則」建設しないということが分かりづらい。また、「新たな行政ニーズが生じない限り」などの説明が必要ではないか。
- ⇒新たな行政ニーズに基づく公共施設の建設について例外として記載する。
また、方針(案) P. 2 「2 最適配置等検討方針」(1)のタイトルに「原則」を加える。
- ・方針の期間はいつまでと考えているのか。
- ⇒全ての個別施設計画の策定が終わるまでと考えている。
- ・第三小学校区の区域割りは、中学校区と異なるがどのような検討をしたのか。
- ⇒庁内検討委員会で検討し、生活圏が異なっているため中学校区と別の区域割りとした。
- ・福祉センターは、老人福祉センターや青少年女性センター、福祉作業所など、他の施設にはない機能が備わっており、地域外の利用者が多い施設でもある。市全体で検討する施設に見直した方が良いのではないか。
- ⇒庁内検討委員会で、福祉センターは、青少年女性センターの公民館に準ずる部分での利用者が最も多いという意見があったことから地域ごとに検討する施設に位置付けていたが、福祉センターを市全体で検討する施設に変更する。
- ・保健福祉センターは、事務室スペースの割合が多い施設であるが最適配置等は必要か。
- ⇒児童館など、公共施設の機能ごとに議論すると機能の見直しの議論ができないため、建物単位での議論が基本となる。保健福祉センターは事務室としての機能とともに地

域福祉センターなど公の施設としての機能も備える複合施設であることから最適配置等の対象とした。

- ・地域での検討について「それぞれの地域の市民と検討する」とあるが、各地域以外に住む利用者も一緒に検討するので、表現を見直した方が良いのではないかな。

⇒表現を修正する。

- ・今後の話ではあるが、地域での検討を行う際に、市の最適配置等の方向性や考えはあるかな。

⇒市民一人あたりの公共施設の延床面積は、県平均相当であり、多い状況ではないため、地域での検討は統廃合を中心とするのではなく「施設をどうやって使っていくのか」ということを中心に議論していく予定である。

- ・地域での検討は重要だが、地域の検討結果を積み上げて方向性を決定するのではなく、地域の市民や利用者の意見を受け止めた上で市全体を見渡して決定していく必要がある。「最適配置等の検討の進め方」の中に市の関わりを加えるべきではないかな。

⇒「地域での検討結果を尊重した上で、市として決定する。」ことを検討の進め方に加える。

【結果】

次の項目について一部修正の上、決裁により決定すること。

- ・ P. 2 「2 最適配置等検討方針」の(1)のタイトルに「原則」を加え、説明文に「新たな行政ニーズが生じない限り」を加えること。
- ・ P. 3 「3 公共施設の最適配置等の検討の進め方」の(2)から「それぞれの地域の」の文言を削除し、「福祉センター」を「地域で検討する施設」から、「公共施設ごとに検討する施設」に変更すること。
- ・ P. 3 「3 公共施設の最適配置等の検討の進め方」に「市の関わり」について加えること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部 行政経営改革課

件 名	白井市公共施設の最適配置等検討方針(案)について					
計画の概要	【目的・位置づけ】 ・コミュニティ施設などの公共施設のように最適配置等が必要な施設について、白井市公共施設等総合管理計画で定める公共施設の最適配置や官民連携(以下「最適配置等」という。)を検討するための方針 【対象施設】 42施設(P.1 (2)のとおり) 【最適配置等検討方針】 (1) 新たな公共施設は建設しない (2) 公共施設の機能の見直し (3) 公共施設の利活用 (4) 官民連携手法の積極的な活用 (5) 学校教育施設の活用 【最適配置等の検討の進め方】 (1) 市民との情報共有 (2) 地域での検討 (3) 公共施設に関する統括部門の設置					
論点(決定を要する事項)	白井市公共施設の最適配置等検討方針(案)の決定					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	【部内会議】 ・最適配置に関する市の方針は定めないのか。 ・複数の施設をひとつに統合する場合は、「新たな公共施設は建設しない」に該当するのか。 【修繕計画等庁内検討委員会：公共施設の関係課12課で構成】 ・H30.9～ 会議を5回開催し、方針案について調査検討					
スケジュール	H31.2.13 行政経営戦略会議(公共施設の最適配置等検討方針(案)の決定) H31.2.20 行政運営報告(パブリックコメントの実施) H31.3.1 広報しろい・市HPパブリックコメントの実施の周知 H31.3.1 ～3.14 パブリックコメントの実施 H31.3 公共施設の最適配置等検討方針の決定(決裁) H31.4 行政運営報告(公共施設の最適配置等検討方針) 市HPで市民に周知 H31.5 広報しろいで市民に周知					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無		報道発表	無	
	議会説明	有	行政運営報告(H31.2月・4月)	広報・HP等	有	広報・HP(H31.3月・5月)
	市民参加	有	パブリックコメント(H31.3月)			
	付議書公表	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 部分非 ☐ 時限非 (まで)				
参考情報	関係法令等					
	関係課	管財契約課、危機管理課、市民活動支援課、都市計画課、社会福祉課、障害福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育課、教育総務課、生涯学習課、文化センター				
	事業費	千円(うち特定財源 千円)				

白井市公共施設の最適配置等 検討方針(案)

**平成31(2019)年 月
千葉県白井市**

1 公共施設の最適配置等検討方針とは

(1) 目的と位置付け

市は、市が保有する公共施設について、白井市公共施設等総合管理計画に即した公共施設の個別施設計画を策定することとしています。

市には、コミュニティ施設などの公共施設のように最適配置等（白井市公共施設等総合管理計画で定める公共施設の最適配置や官民連携。以下「最適配置等」という。）が必要な施設と庁舎などの公共施設や道路などのインフラ施設のように目的や機能を変えずに長寿命化が必要な施設があります。

市は、公共施設の最適配置等を検討するため、次のとおり公共施設の最適配置等検討方針（以下「最適配置等検討方針」という。）を定めます。

(2) 対象施設

最適配置等検討方針の対象となる最適配置等が必要な公共施設は、次の公共施設とします。それ以外の公共施設は、原則として、長寿命化が必要な公共施設とします。

最適配置等が必要な公共施設（最適配置等検討方針の対象施設）

保健福祉センター、文化センター、西白井複合センター、白井駅前センター、桜台センター、公民センター、学習等供用施設（富士センター）、白井コミュニティセンター、白井児童館、福祉センター、西白井コミュニティプラザ（※1）、小学校（9校）、中学校（5校）、保育園（3園）、市民プール、白井運動公園管理棟、学校敷地内専用施設学童保育所（5施設）、ひだまり館、てのひら館、ハッピー・プラザ（旧池の上学童保育所）、農業センター、学習等施設（旧平塚分校）、障害者支援センター、高齢者就労指導センター

長寿命化が必要な公共施設

市役所庁舎、学校給食センター（※1）、公園内建築物（白井運動公園管理棟を除く 12 施設）、消防施設（21 施設）、上下水道施設（4 施設）

将来的に廃止又は処分する公共施設

学校給食共同調理場、旧広報室、ピット第一、オージーコートヴィレッジ自治集会所（※2）、白井小町自治集会所（※2）

（※1）西白井コミュニティプラザ及び学校給食センターは、平成 31 年 1 月現在建設中の施設です。

（※2）集会所は、開発事業者から寄贈を受けたもので現在は市の所有ですが、将来的には自治会に寄贈する予定です。

2 最適配置等検討方針

最適配置等検討方針は、次のとおりとします。

(1) 新たな公共施設は建設しない

市は、原則として、新たな公共施設を建設しないこととします。

(2) 公共施設の機能の見直し

市は、将来を見据えた個々の公共施設に必要な機能の見直しを進めます。

(3) 公共施設の利活用

市は、「白井市公有財産利活用基本方針」に基づいて、市民サービスの向上を図りながら、財源確保に取り組むため、民間企業等に売却や貸付等を行うことで、公共施設を利活用します。

(4) 官民連携手法の積極的な活用

市は、民間事業者の資金・施設・創意工夫を積極的に活用することで、市の財政負担を軽減しながら、公共施設の最適配置や適切な維持更新を図ります。

(5) 学校教育施設の活用

市は、公共施設の集約化や複合化を検討するに当たっては、今後の人口減少や少子化を踏まえ、必要に応じて、地域コミュニティ施設の一つとして小中学校などの学校教育施設を活用します。

3 公共施設の最適配置等の検討の進め方

市は、公共施設の最適配置等の検討を進めるため、次のとおり取り組みます。

(1) 市民との情報共有

市は、市民が個々の公共施設に必要な機能について検討できるように、市の財政状況や公共施設の現状などの情報を市民と共有します。

(2) 地域での検討

市は、小中学校、コミュニティ施設のように地域に密着した公共施設の個別施設計画を策定するときは、次の地域ごとにそれぞれの地域の市民と検討します。

地域	小学校区	対象 施設数	人口 H30.4 現在	内訳(施設名称)			
				学校教育施設	コミュニティ施設等	学童保育所	その他
1	白井第一小学校区	6	10,225 人	・白井第一小学校 ・白井第二小学校 ・白井中学校	・白井コミュニティセンター ・白井児童館 ・公民センター		
	白井第二小学校区						
2	白井第三小学校区	4	9,602 人	・白井第三小学校	・学習等供用施設(富士センター)	・白井第三学童保育所 ・白井第三第2学童保育所	
3	大山口小学校区	10	23,611 人	・大山口小学校 ・清水口小学校 ・七次台小学校 ・大山口中学校 ・七次台中学校	・西白井複合センター ・西白井コミュニティプラザ	・大山口学童保育所 ・大山口第2学童保育所	・てのひら館
	清水口小学校区						
	七次台小学校区						
4	南山小学校区	6	13,415 人	・南山小学校 ・池の上小学校 ・南山中学校	・白井駅前センター	・池の上学童保育所	・ハッピー・プラザ(旧池の上学童保育所)
	池の上小学校区						
5	桜台小学校区	4	6,881 人	・桜台小学校 ・桜台中学校	・桜台センター ・福祉センター		

なお、文化センターや市民プールのように市内に1つしかない公共施設や保育園のように利用者が限定されている次の公共施設の個別施設計画を策定するときは、原則として、公共施設ごとに市民の意見を聞きながら検討します。

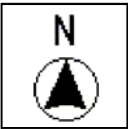
保健福祉センター、文化センター、保育園(3園)、市民プール、白井運動公園管理棟、農業センター、学習等施設(旧平塚分校)、障害者支援センター、高齢者就労指導センター、ひだまり館

(3) 公共施設に関する統括部門の設置

市は、公共施設の所管課間の情報共有と全体調整を図るための統括部門として、公共施設マネジメント課を新設します。

公共施設の最適配置等の検討については、公共施設マネジメント課の調整のもと、関係する所管課が一体となって取り組むこととします。

地域別公共施設配置図



- 地域ごとに検討する施設
- 市全体で検討する施設
- 長寿命化を優先して実施するため対象外とする施設

